

国立大法人新潟大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項

本留意事項は、国立大学法人新潟大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（平成 28 年規程第 24 号）（以下「規程」という。）を補完することを目的として、同規程第 11 条に規定する「不当な差別的取扱いの禁止」及び同第 12 条に規定する「合理的配慮の提供」に際して留意すべき具体例を示したものである。

なお、女性である障害者は、障害に加えて女性であることによりさらに複合的に困難な状況に置かれていることがあること、また、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることにも留意する必要がある。

1. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの具体例（別添 1・別添 2）

不当な差別的取扱いに該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、別添 1 及び別添 2 のとおりである。

なお、これら別添に掲げる具体例については、正当な理由（※）が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、不当な差別的取扱いがこれらの具体例だけに限られるものではないことに留意すること。

また、本学の医療分野においては、「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」（平成 28 年 1 月厚生労働大臣決定）を参考とし、適切に対応するものとする。

（※）正当な理由に相当するものは、障害者に対して、障害を理由として、事務・事業についての機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らしてやむを得ない場合をいう。

2. 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（別添 1・別添 2）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多

様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要がある。

なお、合理的配慮に該当し得る配慮の具体例は、別添1及び別添2のとおりであるが、これら別添に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、合理的配慮がこれらの具体例だけに限られるものではないことに留意すること。

また、本学の医療分野においては、「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」（平成28年1月厚生労働大臣決定）を参考とし、適切に対応するものとする。

本学の事務・事業全般における共通的な留意事項

1. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの具体例

- 窓口対応を拒否すること
- 対応の順序を後回しにすること
- 資料やパンフレットの提供等を拒むこと
- 行事等への参加を拒むこと
- 施設等の利用やサービスの提供を拒むこと
- 事務・事業の遂行上特に必要ではないにもかかわらず、来学等の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付け、又は、特に支障がないにもかかわらず付添い者の同行を拒むこと

2. 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例

(物理的環境への配慮例)

- 段差がある場合、車いす利用者のためにキャスター上げ等の補助をしたり、段差に携帯スロープを渡したりすること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった場合に、別室の確保に努めるとともに、別室の確保が困難な場合には、障害者に事情を説明し、長いす等を置いて臨時の休憩スペースを設けること
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聴くことが難しい障害者に対して、手書きのボード等を用いて、わかりやすく案内し誘導すること

(意思疎通の配慮例)

- 筆談、読み上げなどのコミュニケーション手段を用いること
- 比喩や暗喩、二重否定表現などが伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って具体的に説明すること
- 声がよく聞こえるように、また、口の動きや表情を読めるように、マスクを

外して話をする事

- 障害者から申し出があった場合、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応すること。
- なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡すこと

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替えること
- 立って並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番がくるまで別室や席を用意すること
- スクリーン、板書等がよく見えるように、スクリーン等が近い場所に席を確保すること
- 駐車場等において、障害者の来学等が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更すること
- 車両乗降場所を、利用施設の出入口に近い場所へ変更すること

本学の事務・事業のうち特に教育の分野における留意事項

1. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの具体例

- 受験を拒否すること
- 入学を拒否すること
- 授業受講を拒否すること
- 研究指導を拒否すること
- 実習，研修，フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 式典，行事，説明会，シンポジウム等への出席を拒否すること
- 学生寮への入居を拒否すること
- 施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 体育実技の代替措置を講じないこと
- 試験等において，合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

2. 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例

(物理的環境への配慮)

- 図書館やコンピュータ室，実験・実習室等の施設・設備を，他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために，普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 障害特性により，授業中，頻回に離席の必要がある学生等について，座席位置を出入口の付近に確保すること

(意思疎通の配慮)

- 授業や実習，研修，行事等のさまざまな機会において，手話通訳，ノートテイク，パソコンノートテイク，補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために，必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材にアクセスできるよう，学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聴覚障害のある学生等の受講している授業で，ビデオ教材を用いる場合，音

声を文字に起こすこと

- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生等が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験において、点字や拡大文字等による情報保障を行うこと
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 本来、外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うこと、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別に付添者等を配置すること
- IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認

めること

- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し，教職員や支援学生等を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏がある学生等に，サングラスやノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
- 体調が悪くなるなどして，レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに，期限の延長を認めること
- 履修登録の際，履修制限のかかる可能性のある選択科目において，機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に，必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して，補講を行う等，学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には，介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて，事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

〔参考〕おもな障害特性別合理的配慮の具体例

- ① 身体障害
 - ガイドヘルプ，使用教室配慮，自動車通学の許可，専用駐車場の確保等
 - 車椅子用スロープを設置する等の物理的環境への配慮
- ② 視覚障害
 - 点字ブロック等の環境整備，キャンパス移動補助
 - 点字携帯情報端末の貸与，点字プリンターや読み上げソフト等に入ったPCの準備，PCで読み上げられる形での授業資料の提供
- ③ 聴覚障害
 - 手話通訳，ノートテイク，パソコンノートテイク，映像教材の文字起こし，試験時間延長・別室受験，解答方法配慮，注意事項等文書伝達，実技・実習配慮，FM補聴器のマイク使用
- ④ 病弱・虚弱
 - 学内での休養場所の確保，緊急時の対応，救急時に使用する医療キット

の預かり，介助者の入構・入室許可

⑤ 精神障害，発達障害等

- 注意事項等文書伝達，実技・実習配慮，教室内座席配慮，板書撮影，講義録音，定期試験における別室受験，時間延長，定期試験におけるレポート代替，学外実習時の付添い，スケジュール管理，コミュニケーション能力育成の場の設定